

(平成21年8月12日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認青森地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年11月から45年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月から45年3月まで

父が昭和45年4月から同年6月までの国民年金保険料を同年5月2日にA信用金庫B支店で納めている。私は結婚前に未納期間の国民年金保険料を納めてしまおうと思い、A信用金庫の普通預金を引き出し、昭和44年11月から45年3月分の保険料として、同年5月7日に役場へ現金を持参した。ところが役場の窓口担当者が、年金手帳の昭和44年度の数字を45年度と書き直し、父が既に納付した昭和45年4月、5月、6月までの印紙検認記録欄に検認印が押されていた。これでは国民年金を二重に納めたことになる。せめてこの分の国民年金保険料を昭和44年11月から45年1月までの納付として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が所持している昭和45年1期分（4月から6月分）を納付した国民年金保険料領収書、及び国民年金手帳の昭和45年度国民年金印紙検認記録欄に押印された検認印により、昭和45年4月から6月までの保険料をA信用金庫B支店及びC町役場で重複して納付していたことが確認できる。

一方、社会保険庁では、「国民年金保険料に係る還付金等の充当について」（昭和40年6月7日庁文発第4542号国民年金課長通知）の通知に基づき、還付金を受けるべき者につき未納の保険料があるときにおいては、還付金を未納の保険料に充当する取扱いを行うこととされている。

しかしながら、当該重複納付された国民年金保険料については、社会保険庁の記録を確認しても還付された事実は確認できない上、重複納付保険料額 750 円は昭和 44 年度国民年金保険料の 3 か月分に相当する金額であり、当該重複納付日である昭和 45 年 5 月 7 日において、申立期間のうち、44 年 11 月から 45 年 1 月までの保険料は過年度納付が可能な未納期間であったにもかかわらず、前述の通知に基づいた還付金の未納保険料への充当取扱いが行われていないことは不自然である。

また、申立期間直後の昭和 45 年 4 月から 6 月までの国民年金保険料の納付記録については、平成 20 年 3 月 13 日に未納期間から納付済み期間に納付記録の訂正が行われていることから、当時の行政側の記録管理の不備がうかがわれる。

- 2 申立期間のうち、昭和 45 年 2 月及び同年 3 月については、申立人は同年 5 月 7 日に役場の窓口で国民年金保険料を納付したと主張しているが、当該時点では過年度納付によることになるものの、市町村では過年度保険料を収納できないほか、過年度保険料として納付した形跡は見られない。

このほか、申立人が当該申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 44 年 11 月から 45 年 1 月までの国民年金保険料については納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 6 月から 48 年 1 月まで (日付不詳)
私は、申立期間の直前、A社が元請である工事現場の下請作業員として働いていた際、同社のB出張所長から声を掛けられ、採用面接を経て同社に採用されたものと思っていた。

申立期間については、A社の社員として働いていたつもりであったが、厚生年金保険の加入記録が確認できない旨の回答をもらった。

私の記憶では、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の当時の同僚は、「申立人とは、A社の同族下請事業所であったC社で一緒に働いていた。自分はA社の社員だったことも二度あるが、申立人がA社に採用されたという話は知らない。」「A社を辞めて移った先のC社では、厚生年金保険は加入していなかった。」と証言している上、当該同僚は、昭和 46 年 5 月 1 日からC社に勤務していたとしていることから、申立人は申立期間当時、C社で働いていたものと推認される。

また、当時の給与事務の担当者は、「C社にいたとすれば、厚生年金保険には加入していないと思う。」と証言している。

さらに、当時、申立人と面接をしたとする元A社B出張所長は、「何分にも昔の話であり、今となっては申立人をどちらに採用したかは分からない。」としている。

加えて、C社は、厚生年金保険の適用事業所にはなっていないことが確認できる上、申立期間における申立人の雇用保険の加入記録も確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月から同年 12 月まで (日付不詳)
私は友人より A 社を紹介され面接して入社した。文具部に配属され、B 地区の小中学校を自転車にて営業し、その後自動車免許を取得し自動車にて各学校を定期訪問していた。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言により、申立人が A 社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除等について事業主に照会したところ、「届出等については不明、関係書類は廃棄処分により存在しない。」との回答がある上、当時の経理担当者は他界しているほか、当時、申立人と一緒に勤務していた同僚は、「申立人について、給与から厚生年金保険料を控除されていたかどうかは分からない。」と証言している。

また、A 社に係る昭和 35 年 1 月 10 日から 36 年 1 月 1 日までの健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したが、健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない。

さらに、社会保険事務所が管理する C 社の昭和 31 年 9 月 1 日から 36 年 4 月 1 日までの健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらない上、欠番は 2 件あるが前後の資格取得年月日から、申立人の申立期間以前に生じた欠番である。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 11 月から 41 年 3 月まで
② 昭和 41 年 8 月から同年 12 月まで
③ 昭和 43 年 12 月から 44 年 3 月まで
④ 昭和 44 年 6 月（日付不詳）から同年 11 月
1 日まで
⑤ 平成 3 年 4 月から同年 8 月まで

（注）①から③及び⑤については日付不詳。

私は、申立期間①について、A店に勤めた。同店はB市C区のD駅付近にあり、店主はE国人で、従業員は私を含め14人くらいおり、私の主な仕事はギョウザを焼くことだった。

申立期間②については、F店に勤めた。店主はG国人だったと思う。

申立期間③については、H社に勤務し、朝勤も夜勤もした。厚生年金保険料が控除されていたかについては、当時は給与さえもらえれば良いと考えており、給与明細書には特段注意を払わなかったのでよく覚えていない。

申立期間④については、I社J工場に、季節工として勤務した。そこでの厚生年金保険被保険者期間を確認したところ、昭和44年11月1日から45年3月21日までの期間の確認が取れたが、44年6月ころから働いていた記憶があるので、期間が不足しており納得がいかない。私より一週間くらい後に入ったK県出身の同僚を覚えている。

申立期間⑤のL社のM事業所では、季節工として働いた。私より一週間くらい前に入った同僚を覚えている。

このように申立期間について、それぞれ勤務した記憶があるので、給与明細書等の勤務したことを証明できる資料は無いが、申立期間を

厚生年金保険の加入期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人が勤務していたとするA店及びF店は、社会保険庁の記録では厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、商業登記上も当該事業所の存在は確認できない。

また、申立人は、両事業所共に事業主や同僚の氏名も覚えていないことから、当時の状況について関連資料や証言を得ることはできなかった。

申立期間③について、申立人はH社に勤務していたと主張しているものの、厚生年金保険料が控除されていたかどうかは覚えていない。

また、当該事業所は、平成9年5月に厚生年金保険の適用事業所では無くなっている上、同年7月に破産宣告がなされており、当時の事業主も既に他界していることから、申立人の厚生年金保険の加入手続等について関連資料や証言を得ることはできなかった。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認しても、申立期間において、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

加えて、当該事業所における雇用保険の加入記録は確認できない。

申立期間④については、I社J事業所（現在は、N社J事業所）が保管していた人事記録を見ると、申立人の入社年月日は昭和44年7月16日、申立人が名前を挙げた同僚は同年8月2日と記録されているが、厚生年金保険被保険者原票で厚生年金保険の資格取得日を確認すると、申立人は同年11月1日、同僚は同月5日とされており、いずれも入社日から3か月程度後となっていることから、当該事業所では、従業員が入社してもすぐには厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

また、同社の健康保険組合では、当時の関係書類が既に廃棄されており確認することはできなかったものの、O厚生年金基金の加入記録を見ると、申立人は昭和44年11月1日付けで資格を取得しており、社会保険庁の厚生年金保険の加入記録と一致していることが確認できる。

さらに、当該事業所の現在の事業主は、「資料も無く不明。」としており、申立人の厚生年金保険の加入等について関連資料や証言を得ることはできなかった。

申立期間⑤について、雇用保険の加入記録から、申立人がL社に勤務していたことは確認できるものの、申立人によれば、申立人が国民年金に加入していることを知った当該事業所の所長から、厚生年金保険に加入するか否かの意向確認があり、申立人は、「加入しなくてもよい旨の返事をしたような気がする。」としていることから、当時、事業主は従業員

の意向を確認の上、個々に厚生年金保険の適用を検討していたことがうかがわれる。

また、申立人が名前を挙げた同僚も、申立人と同様に厚生年金保険被保険者として確認できないほか、申立てに係る事業所は現在、営業譲渡され、P社が事業承継しているが、同社では申立人の厚生年金保険の加入手続等について、「当時の資料も無く、確認できない。」と回答している。

さらに、Q健康保険組合からは、「申立期間を含む前後1年間の取得者台帳を確認したが、申立人に該当する記録は見当たらない。」との回答を得ている。

加えて、当該事業所に係る職歴審査照会回答票を確認しても、申立期間内において、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号にも欠番は無い。

なお、申立人は、申立期間のすべてについて国民年金保険料を納付済みであり、申立期間の保険料について還付された記録も無いことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。